

**西宮市児童手当年度更新審査等業務委託  
に係る公募型プロポーザル募集要項**

**令和6年2月**

**西宮市こども支援局  
子供支援総括室子育て手当課**

## 1. 目的

民間事業者の有する多様な専門性、アイデア及びノウハウを活用し、質の高い市民サービスの向上と業務の効率化を目的として、児童手当年度更新審査等業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

西宮市児童手当年度更新審査等業務

### (2) 履行期間

令和6年6月3日(月)～10月31日(木)

※プロポーザルの結果は、令和6年度から3年間有効とする。令和7年度以降の契約は、前年度の業務の履行内容を審査し、問題ないと判断された場合、該当年度における予算成立後に締結する。ただし、児童手当の制度改正に伴う、業務内容の変更、縮小・削減により、事業規模の縮小、翌年度以降の契約を行わないことがあり、その場合に西宮市は一切責任を負わないため参加希望者においてはこのことに留意すること。

### (3) 提案上限金額(3カ年計) 49,442,000円(税込)

【内訳】 令和6年度	18,642,000円
令和7年度	15,400,000円
令和8年度	15,400,000円

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は次に掲げる参加要件を満たさなければならない。ただし、プロポーザルへ参加する者が契約締結までの間に、以下の参加要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、西宮市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制の下にないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和2年4月1日以降に、中核市または政令指定都市の自治体において本件と

同種の業務を受託し、適正に契約を履行した実績があること（現在履行中のものを含む）。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。

(7) プライバシーマーク及びISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を受けていること。

#### 4. プロポーザル参加手続き

##### (1) 提出期限

令和6年2月26日（月）17時まで（必着）

##### (2) 提出方法

直接持参もしくは郵送・電子メールにて提出すること。

##### (3) 提出書類

- ・参加表明書兼誓約書（様式1）
- ・会社概要（様式3）
- ・受託実績状況（様式4）
- ・プライバシーマーク及びISO/IEC27001又はJISQ27001の認証が分かる書類の写し

##### (4) 提出部数

各1部

##### (5) 提出先

西宮市役所 こども支援局 子供支援総括室 子育て手当課

#### 5. 質問の受付及び回答

質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

##### (1) 受付期限

令和6年2月26日（月）17時まで（必着）

##### (2) 質問方法

別添の質問書（様式2）により、電子メールにより提出すること。

※上記以外の方法で提出のあった質問に対しては回答しないものとする。

##### (3) 回答日時及び方法

令和6年2月29日（木）より西宮市ホームページに掲載する。

#### 6. 企画提案書の提出

##### (1) 提出書類

別紙企画提案書作成要領で定める書類

##### (2) 提出部数

正本1部 副本6部 A4タテ版の横書き

- (3) 提出期限  
令和6年3月8日(金) 17時まで(必着)
- (4) 提出方法  
直接持参もしくは郵送すること。(電子メールによる提出は不可)
- (5) 提出先・問合せ先  
4(5)に同じ

7. 審査方法

(1) プレゼンテーション

①実施日及び場所

令和6年3月19日(火) 予定 西宮市役所において実施。  
詳細については、別途通知する。

※応募者が6者以上の場合、事前に提出された企画提案書等の資料を基に書類審査を実施し、5者をプレゼンテーションによる審査対象とする。

②実施時間

各事業者概ね35分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度)とする。

③その他

当日は、事前に提出した企画提案書等の資料を基にプレゼンテーションを実施し、出席者は4名以内(本業務に直接関与する予定の者を1名以上)とする。

(2) 審査基準及び配点

評価項目		配点
基本方針	本業務を受託する上での基本的な理解や考え方	160
実施主体	本業務の実施に向けたスケジュール	
	人員配置と業務運営体制	
	制度改正時の対応や偽装請負対策	
	効率的な業務運営に向けた取組み	
	トラブル防止及び対応方法	
人材育成への取組みや考え方		
個人情報保護	個人情報の取り扱いに対する意識の高さや保護の取組	80
	個人情報漏えい等緊急時への迅速な対応	
独自提案	市民サービス向上や業務改善につながる提案	60
業務受託実績	児童手当関連業務の受託実績	
事業提案価格	提案価格の妥当性	
合計		300

### (3) 審査の方法

選定委員会において、(2)の審査基準に基づき、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーションの内容について審査し、本業務に最も適していると認められる受託候補者を選定する。

参加事業者が1者の場合は、西宮市が設定する基準点に達したときは、受託候補者として採用とする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に対して書面にて通知するとともに、ホームページにて公表する。

なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせ等には一切応じない。

## 8. 委託契約の締結

受託候補者として決定した事業者と事業細目について協議を行い、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたいうで、西宮市契約規則に従い契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、選考委員会で次点とされた事業者を受託候補者として協議を行う。

なお、本プロポーザルに係る契約の締結は、令和6年度予算の成立を条件とし、予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託候補者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

## 9. 契約書（契約約款）の事前確認

契約に当たっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書(契約約款)・特約・誓約書>業務委託契約書(契約約款)特約含む」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

## 10. 実施スケジュール

公募開始	令和6年2月 5日 (月)
参加表明書提出期限	令和6年2月26日 (月) 17時まで
質問書受付期限	令和6年2月26日 (月) 17時まで
質問書回答日	令和6年2月29日 (木) 西宮市ホームページ公開
企画提案書提出期限	令和6年3月 8日 (金) 17時まで
プレゼンテーション	令和6年3月19日 (火)
最終決定通知	令和6年3月25日 (月) 以降
契約締結日	令和6年4月上旬 (予定)

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要項に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に示された要件に適合していないもの。
- (3) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなったもの。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。
- (6) 見積書の金額が、前記2（3）に示した価格を超過しているもの。

## 12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西宮市情報公開条例に基づき、原則として開示の対象とする。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 本業務の全てを第三者に再委託することは認められない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

### 【問合せ先】

〒662-8567

西宮市六湛寺町10-3

西宮市役所 こども支援局 子供支援総括室 子育て手当課

TEL：0798-35-3189

E-mail：kosodate\_t@nishi.or.jp